

◆ 巻頭言

オーストリア国歌の歌詞改定に想う

小林 緑

早や旧聞に属しますが、2011年12月8日「東京新聞」夕刊の記事“国歌歌詞「男女同権」に”は、いろいろな意味で衝撃的でした。オーストリア国民議会が、国歌の一節「偉大な息子たちの故郷」に「娘たち」を加えることに正式合意、翌年元日からこの改定版で歌われることになったというのです。思わず“やったー”と叫びましたが、これに「非文化的な行為」と断固反対した女性議員も…けれどそれが極右政党の一員だったとあれば、やっぱり…で片付けられるかも知れません。

でも、その歌詞の作者が実は女性だったと知れば、話は別です。ナチによる併合の悲劇を克服する目的もあり第二次大戦後の1947年、公募で新たに選出された歌詞を書いた女性自身が、あろうことか、女性排除をやっている…。1951年に64歳で亡くなってしまったこの女性に、その真意を問いただせないのが悔やまれてなりません。

とはいえ、同国の女性担当相たちが繰り返し改訂を求め、2010年にはある女性歌手が教育キャンペーンで「娘たち」を加えて歌ったことから議論が活発化したとありますので、やはり変革をリードし得るのは女性なのだ…との想いを強くしました。

残念ながら、私のかかわるクラシックの世界は、そうはいきません。例のオーストリア国歌の作曲者と伝えられるモーツァルト、同じくドイツのハイドン、EUの国歌に指定されている『歓喜の歌』のベートヴェンなど、“大作曲家”信仰は磐石、ますます健在なのです。

『歓喜の歌』の作詞者シラーは、女性については「優しい女を得た者はこぞって歓声を挙げよ」と触れたのみ、ひたすら父なる神と兄弟に語りかけているのです。しかもそんな歌詞を毎年暮れには数知れぬ合唱団の女性団員が何の疑問も抱かず歌い、感激している現実には、私はずっと馴染めずにきました。およそ20年来、実演コンサートと研究を介して無視された女性作曲家の復権に専心している身として、日本の女性たちにこそ、こうしたジェンダー・ギャップに気づいてほしいと願わずにいられません。



PROFILE

小林 緑
(こばやし みどり)

東京芸術大学大学院修了。フランス政府給費留学生としてパリ第四大学留学。現在国立音楽大学名誉教授。編著に『女性作曲家列伝』（1999、平凡社）、『視覚表象と音楽』（ジェンダー史叢書第4巻、2010、明石書店）。翻訳にスーザン・マクレアリ著『フェミニン・エンディング』（1997、新水社、女性と音楽研究フォーラムとして共訳）、ジェルメーン・タイユフェール他『ちょっと辛口・タイユフェール回想録』（2002、春秋社）など。2007年8月「女性作曲家音楽祭2007」全12回コンサート、2008年からは「津田ホールで聴く女性作曲家」コンサート・シリーズなどを継続的に企画・監修している。